

埼玉県信保協

5市・5商工団体と協定 創業保証料率0.1%引き

埼玉県信用保証協会（砂川裕紀会長）は4月9日までに、埼玉県内の5市・5商工団体などと連携協定を結んだ。各市が設ける市町村創業保証制度の信用保証料率を0・1%割り引き0・7%とする。同協会が市町村や商工団体と同様の協定を結ぶのは初めて。

3月21日に朝霞市と朝霞市商工会と協定を

締結。4月1日にさいたま市、さいたま商工会議所、公益財団法人さいたま市産業創造財団、4日に所沢市と所沢商工会議所、7日に川越市と川越商工会議所、9日に加須市と加須市商工会と協定を結んだ。

保証料率割引の対象は、①該当市町村区域を地区とする商工会議所や商工会の会員②該

当市町村が交付する「認定特定創業支援等事業」の支援を受けた証明書の取得可能者③「さいたま市アクセラレータープログラム」の採択者（さいたま市に限る）——のいずれかの該当者。会社法の

「会計参与」を設置している場合はさらに保証料率を0・1%割り引く。